

公立大学法人岡山県立大学 平成23年度 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

ア フレッシュマン特別講義を受講させ、本学の教育研究の基本理念及び本学で教育を受けるにあたっての指針を教示するとともに、各分野の専門家及び組織の管理運営の担当者から、現代社会で生きる心構えを学びとらせる。

イ 学部教育における専門科目間の連携に重点を置き、専門性の修得と専門を起点とする知識の拡がりにつながるような教育を目指す。

ウ 創造力と統合力の修得を目指し、卒業研究に重点をおいた教育方法を検討する。

エ 実験、演習及び実習の科目を中心に、コミュニケーション能力と継続学習能力の育成を目指す。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

(ア) 保健福祉学部

①看護学科

- ・ 卒業時の看護実践能力の到達度調査を継続し、学内演習や臨地実習における学習方法を点検・改善する。
また、平成22年度の調査結果を考慮し、効果的に実施する。
- ・ 22年度の保健師・助産師・看護師養成所指定規則変更に伴うカリキュラムの見直しを行うとともに、これらの養成コースの将来的なあり方を検討する。
また看護師・保健師の統合カリキュラムの見直しも含め、学部レベルでの教育の展望とその限界、大学院レベルでの教育の展望とその問題点について整理する。

②栄養学科

- ・ 1年次生に対して、学部教育に必要な化学と生物に関する4教科の受講を奨励し、受講の向上を図る。
また、平成23年度の履修状況等を踏まえ、4教科の必修科目化も視野に入れて、履修モデルの再構築を検討する。
- ・ 臨地実習前に、現場指導者等による特別講義を組み込む。
- ・ 国家試験対策として、模試の斡旋と教員による個別指導を行う。
また、模擬試験の対象について、希望があれば3年生からの実施を検討する。

③保健福祉学科

- ・ 学習動機・意欲の向上のため、学外の研究会、研修会及びボランティア募集等の情報を積極的に提供し参加を奨励する。
- ・ 国家試験対策として、学生の自主勉強会を支援するとともに、模試の斡旋と教員による個別指導を行う。また、国家試験関連の図書を充実させる。
- ・ より学生が履修しやすく教育効果が高まるように、授業科目の一部見直しを行うとともに、授業科目間の系統的な連携について検討する。

(イ) 情報工学部

教育プログラムがより充実したものとなるよう、実施状況を常に点検する。

(ウ) デザイン学部

- ・ 平成 22 年度に採択された文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」を効果的に進める。
- ・ 基礎課程に重点をおいたカリキュラム編成については、引き続き運営状況を見ながら改善・修正を実施する。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

①看護学専攻

- ・ 論文作成及び説明能力の向上を目的に、講座ごとのゼミナール定期開催や研究に係る中間発表会を年 3～4 回開催する。
- ・ 社会人学生が十分に研究に取り組めるよう、引き続き長期履修制度の活用や教育方法の充実を図る。

②栄養学専攻

- ・ 学術交流協定校（中国四川大学、韓国ウソン大学校）との連携事業（合同セミナー等）において、学生に、英語による口頭発表を奨励し、研究発表能力の向上を図る。
また、修士論文の中間発表会を開催し、研究途上において指導教員以外から示唆を得る機会を設ける。
- ・ 他分野との交流等による新しい栄養学分野の教育カリキュラムを開講する。

③保健福祉学専攻

教育指導において、高度で広範な知識の習得を目的に、学生が指導教員以外からアドバイスを受けることができるよう、機会を積極的に設ける。

【博士後期課程】

①看護学領域

学会等における院生の研究成果の発表を支援する。

- ・ 大講座として、ゼミナールや分野を越えての研究論文の中間発表会を開催し、学生の研究発表能力の向上を図る。

②分子栄養学領域及び応用栄養学領域

- ・ 院生による発表機会の支援として、韓国ウソン大学校と中国四川大学との間の合同研究セミナーへの参加及び Bioactive Okayama 2011 を開催する。
- ・ 学外講師による特別講義を開講し、幅広い知識の修得を図る。

③保健福祉学領域

- ・ 学会等における院生の研究成果の発表を支援する。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

平成 22 年度に新設した人間情報システム工学専攻の学年進行が完成することから、学生の学習研究活動及び教育研究分野における教員の指導体制に重点を置き、教育プログラムの見直しを行う。

【博士後期課程】

これまでどおり各種プロジェクトに大学院生を参加させ、学術論文や国際会議等での研究成果発表等を奨励、支援する。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

平成 22 年度に改組（新設）したデザイン工学専攻及び造形デザイン学専攻の学年進行が完成することから、教育プログラムの見直しを行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 入学者の修学状況やこれまでの入学者選抜試験の実施状況を点検し、必要に応じて改善を行う。

イ 教育課程

(ア) 全学教育の問題点について、平成 22 年度に聴取した意見（課題）を集約するとともに、今後の全学教育研究機構のあり方等を検討する。

(イ) 入学前の学習歴の多様化に対応できるように、授業科目の内容及び編成について点検・見直しを行う。

(ウ) 全学教育課程について、実施状況等を点検し、必要に応じてカリキュラムの見直しを行う。

(エ) 外国の大学との語学文化研修へ学生の参加を勧誘し、語学力を高める。

(オ) 教員免許取得のための教育課程については、平成 19 年度に栄養学科で開設済今後、社会や教育環境の変化に応じて、本学に必要性が生じた場合に対応する。

(カ) 大学院における教育課程については、平成 21 年度に再編（新専攻設置）済

ウ 教育方法

(ア) 7つのカテゴリーにより進めてきた全学教育の成果を検証し、次期中期計画に向けて、その方向性を検討する。

(イ) 各学科では、入試成績順位と入学後の学科科目得点の相関表により、必要な科目について分析を行い、その結果に基づき改善策を提案する。

(ウ) 入学前教育は、各学部学科の特色及びこれまでの実績を踏まえて実施する。

特に、大学教育への準備として、特別選抜合格者に必要な内容を入学前教育プログラムに反映する。

(エ) オフィスアワー制度等を活用し、教員と学生のコミュニケーションを深めるとともに、学生の授業習熟と人間性醸成に努める。

(オ) 年間に履修できる単位数（上限）については、平成 19 年度に設定済

(カ) 平成 23 年度からシラバスのWeb 公開を行う。シラバス作成に当たっては、教育の内容等を考慮し、点検・改善に努める。

また、22年度に検討したシラバスのWeb公開方法に基づき、システムの構築を行う。

大学院授業のシラバス作成は、平成19年度実施済

- (キ) 連携大学院方式の実績を点検し、その効果及び必要性を検証する。
- (ク) 長期履修制度の運用状況を点検し、指導方法や指導体制の改善に資する。

エ 成績評価

- (ア) シラバスの作成に当たっては、授業科目の到達目標と成績評価がより明確になるよう努める。
 - (イ) これまで、各学部学科において整備・改善を行ってきた個々の成績評価方法により評価を行うとともに、実施状況を常に点検し、より充実したものとする。
平成23年度に見直しを予定するものは、
 - ・情報工学部現行の成績評価システムに係るこれまでの運用状況を点検し、見直しを行う。
- (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教職員の配置等

- (ア) 人事委員会において、適正な教員配置に努める。
- (イ) 事務職員の適材適所配置及び専門性向上を目的に、職員の各種研修参加を奨励する。
- (ウ) 組織運営を円滑に進めるため、採用するポストの検討を行い、適切な人材の確保に努める。

イ 教育環境の整備

- (ア) 語学センターでは、引き続きCALL教室の施設・設備のトラブル防止に努めるとともに、さらに貸出用教材の充実とその利用のための講座等を随時開催し、学生の語学学習を支援する。
- (イ) 情報教育センターでは、「情報システム運用・管理規程」に基づき、学内情報の管理及び学内ネットワークのトラブル防止に努める。
また、語学センターと協調の下、平成23年9月にリース契約が終了する情報処理演習室教育用計算機システムの更新を行う。
- (ウ) 附属図書館では、学術情報の充実と利便性の向上に努める。
 - ・医学関連分野の文献検索データベース「メディカルオンライン」を導入する。
 - ・学術情報の利用指導に対応できる組織体制の構築を目指し、教職員の役割分担を明確化する。
 - ・図書館Webの改訂により、学術情報への適切なナビゲーションを図る。
- (エ) デザイン学部では、平成22年度に更新された学内ネットワークシステムの仕様環境を把握し、文部科学省「大学の就業力支援事業（22年度採択）」で計画する「ポートフォリオ連動型電子カルテ」システム構築や学部棟内の無線LAN運用を開始する。

ウ 教育の質の改善

- (ア) 「教育の質の改善」のための各種取組を支援するとともに、その実施状況について、評価委員会が中心となり、常に点検を行う。
- (イ) 平成22年度に実施方法の見直しを行った授業評価アンケートの実務の効率化を図る。

- (ウ) 相互授業参観の実施方法を改善するとともに、授業改善やキャリア教育をテーマに、学外講師による研修会を開催する。
- (エ) 平成 22 年度に策定した「教員の個人評価」の実施要項に基づき、適正な運用に努めるとともに、実施状況を点検し、今後の改善に資する。
- (オ) 平成 22 年度に策定した「教員の個人評価」の実施要項に基づき、適正な運用を行うとともに、評価結果の効果的な活用に努める。
- (カ) 教育年報については、現行の編集方針（平成 22 年度に大幅見直し）に基づき継続的に発行する。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア オフィスアワー制度等を活用し、学生の自主学習支援や生活・進路上の問題解決に努める。

また、メンタル面等における支援が必要な学生の早期把握に努め、各学科の教員や学生相談室カウンセラー、非常勤精神科校医等との連携を図り、迅速かつ適切な対応に努める。

イ インターンシップの意義、重要性等について学生への周知を図るとともに、インターンシップへの参加を希望する学生の主体的な取組を支援する。

また、学部学科が個別に行うインターンシップにおいて、新たに見直し・強化を図るものはおりのとおり。

- ・保健福祉学科

- 課外実習機会の提供について、病院以外の施設にも対象を広げる。

- ・デザイン学部

- インターンシップへの参加を希望する学生に対して、学生の主体的な取組を支援するため、就職支援委員会を就業力支援委員会と改め、組織的な支援を実施する。また、「大学生の就業力育成支援事業」と協調を図る。

ウ 就職支援専門委員会において、雇用情勢や学生のニーズを踏まえ、就職活動の効果的な支援について検討し、対策を講じる。

- ・ 学生のニーズにあった各種就職ガイダンスやセミナーをその時季に合わせて開催するとともに、自己分析検査や就職模擬試験、大都市部での合同企業説明会への就活バスの運行を行うなど、学生の主体的な就職活動を支援する。
- ・ 求人情報等の就職情報を学生が効率的に収集、活用できるよう、Web 等による情報提供の充実を図る。
- ・ 相談が集中する時期（12～3 月）における就職相談員の相談日を、週 2 日から 3 日とし、指導体制を強化する。

各学部・研究科では、就職支援セミナー、卒業生を招いた就職ガイダンス及びワークショップ等、個々の特色に応じた支援活動を行うとともに、その実施内容を点検する。

平成 23 年度に新たに見直し・強化を行う業務は次のとおり。

- ・保健福祉学科

- 就職情報メーリングリストの運用を強化し、より効果的なものとする。

- ・デザイン学部

- 22年度に採択された文部科学省支援プログラム「大学生の就業力育成支援事業」と連携を図りつつ、これまでに取り組んできた「ポートフォリオ展」や卒業生・外部講師を招いた「就活

トークショー」を充実する。

岡山市街地において、サテライトギャラリーを学生が主体的に運営し、地域へのアピール活動を行う。

エ 幅広い人間形成や職業観などを身につけることを目的に、これまでどおりフレッシュマンセミナーや全学講義等において、コミュニケーション及びキャリア教育をテーマとした講義を企画する。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

授業料減免及び各種奨学金制度について、説明会の開催やホームページ等への掲載により周知を図り、制度の活用、斡旋による経済的支援を行う。

(3) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 日本での生活に不慣れな留学生に対し、これまでどおり、学習や生活面での支援を行う。

平成 22 年度に設置したホームページの留学生向けコーナーは、定期的に点検・改善を図り、より効果的なものとする。

また、附属図書館では、留学生の日本語修得を支援するため、関連図書の整備を図る。

イ これまでの留学生受入について、教育研究での効果等を点検するとともに、全学的に、今後の交流における課題・方針を検討する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員個人の研究者としての能力を高めるために、学外において研究成果を積極的に発表する。

平成23年度の各学部学科の目標は次のとおり。

- ・看護学科

専門分野の学会発表と学術論文の総件数について、22年度実績の維持を目指す。

- ・栄養学科

学術論文の発表総件数について、年間 50 件以上を目指す。

- ・保健福祉学科

専門分野または教育内容に適合した研究業績（紀要を除く）の発表件数について、30 件（教員 27 名）以上を目指す。

- ・情報工学部

専門分野での学術論文の発表件数について 40 件、また、国際会議論文の発表件数について 22 年度実績の維持を目指す。

- ・デザイン学部

専門分野または研究内容に応じて、学術論文投稿、学術講演、作品展及び公募展応募の発表件数総数について、22 年度件数以上を目指す。

イ 大学として重点的に取り組む課題（学部横断的な研究体制の整備）

平成19年度に設置した「領域・研究プロジェクト」は、学内でも十分に周知され、また、継続的な点検・見直しが行われる等の活性化が図られており、本学の学部横断的研究組織として定着した。

ウ 研究総覧の作成

現行の編集方針（平成 21 年度に大幅見直し）に基づき継続的に発行する。

エ 研究成果の管理

現行の職務発明等に関する規程（平成 22 年度に一部見直し）や研究成果の審査手順により管理を行う。

オ 倫理審査

現行の倫理審査規程（平成 21 年度に一部見直し）等により、必要な審査を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 連携大学院協定の有効活用として、教員の新たな共同研究、開発をめざす。

- ・ 保健福祉学研究科（博士後期課程栄養学関係領域）では、平成 22 年に着手した倉敷中央病院との共同研究を推進する。
- ・ 栄養学科では、東京大学産業技術研究所との間で連携を目指し、東京大学との共同研究を検討する。

イ 「領域・研究プロジェクト」では、平成22年度に集約再編した3領域の下で研究を推進する。 プロジェクトの採択では、これまでの学内公募に産学官連携推進センターからの提案を加えるとともに、集中的な支援を行うことを目的に、採択件数を5プロジェクト程度に絞り込む。

なお、各プロジェクトの推進にあたっては、産学官連携推進センターがその活動状況を把握し、情報の提供に努めるなど実施体制の充実を図る。

ウ 領域・研究プロジェクトの推進、更なる活性化を目指し、学内特別研究費等により、プロジェクトの支援を強化する。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 本学の基本理念「実学を創造し、地域に貢献する。」に対する学内の認識を深め、教職員の協力の下、地域共同研究機構の機能強化及び活性化を図る。

(a) 地域共同研究機構の目的達成に向けて、業務推進に努めるとともに、これまでの活動状況を点検し、中長期的な課題も含め、今後の取組み等を検討する。

(b) 地域共同研究機構の発信力強化

地域共同研究機構は、本学の研究成果や研究シーズ情報を、これまでどおり、各種イベントや広報媒体を通じて積極的に発信する。

特に、平成23年度は、東京、大阪などの大都会で行われる展示会等に積極的に参加し、情報を発信する。

(c) 認定看護師教育センター

平成22年度の準備・計画に基づき、地域共同研究機構に「認定看護師教育センター」を開設し、認定看護師教育課程を開講する。

イ 保健福祉推進センターは、以下の活動を行う。

(a) 第一線で活躍している保健福祉分野の専門職を対象に、研究会等を開催する。

・看護関係の分野

地域看護学研究会、看護技術研究会、精神科訪問ケア研究会

・栄養関係の分野

栄養学研究会

- ・保健福祉関係の分野
社会福祉研究会、介護福祉研究会、子どもと保育研究会
また、総社市等と協力しながら「県立大学子育てカレッジ」の一層の充実に努める。

(b) 地域の人々の健康、福祉の増進及び体力向上や親睦を目的に、次のような事業を行う。

- ・鬼ノ城シンポジウム
- ・グラウンド・ゴルフ大会

(c) 市町村と協力し、一日保健福祉推進センターを開催する。

また、一日保健福祉推進センターのこれまでの実施状況等を点検し、今後のあり方を検討する。

(d) 保健福祉関連の行事に対して、教員の講師派遣を積極的に行う。

ウ メディアコミュニケーション推進センターは、以下の活動を行う。

(a) 県・市町村など公共団体のコンテンツ制作を支援する。

(b) 地域共同研究機構の活動において、デザイン分野を担ってきた「メディアコミュニケーション推進センター」の今後の組織体制を検討する。

これまでのグラフィックやITコンテンツ分野を中心とした活動に対し、近年の産官民からの多様な要望等を考慮し、デザイン分野全体を横断した組織として再構築を目指す。

平成23年度は、準備・検証期間として、当センターの在り方や目的を検証する。

エ 県内高校との協議を定期的に行い、高校側からの要望等を聴取するとともに、本学の理念及び教育方針の理解を求め等、情報交換の場として積極的に活用する。

岡山県教育委員会との間で締結した「連携教育の実施に係る協定」に基づき、高校生に対し、大学レベルの教育を履修する機会として連携講座の開催や、専門分野での講師派遣を行う。

また、デザイン学部では、高大連携の推進を目的に高等学校からのニーズ等を把握し、単位授業を行う。

オ 移動型情報発信基地（「アクティブキャンパス」という。）の推進

各学部学科の特色を生かして、産学官連携事業、社会人向けの講座、講演会及びワークショップ等を、教員が主体的に企画し、地域へ情報を発信する。

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 「領域・研究プロジェクト」では、3領域での研究活動を学内研究費等により支援する。

- ・領域の設置（組織の充実）
Ⅱ-3-(2)-イ [NO.58] を参照
- ・財政支援
Ⅱ-3-(2)-ウ [NO.59] を参照

イ アクティブラボ（出前研究室）を推進するとともに、参加教員の拡大に努める。

ウ 産学官連携推進センターでは、民間出身の非常勤職員を活用し、新たな活動テーマを発掘する等、提案型共同研究活動の一層の多様化を図る。

エ OPUフォーラム2011を5月27日(金)に開催する。

平成 23 年度は、特別講演は行わず、研究紹介の充実に重点を置くとともに、22 年度までの経験を生かして、より効果的な O P U フォーラムの実施に努める。

オ 岡山 T L O と緊密な連携の下、本学が有する研究成果について、適正な管理と効率的な活用により地域への還元を努める。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 国際交流協定校との間で行う学生の語学研修、学生や教員の教育交流及び共同研究等について、各学部学科の特色を生かした事業を展開する。

平成 23 年度に計画する主な事業は、

- ・看護学科
韓国ウソン大学校及び中国延辺大学等と引き続き研究交流を行う。
- ・栄養学科
中国南昌大学国家重点研究施設食品工学研究所との共同研究について検討する。
韓国ウソン大学校において、韓国料理講習会の企画・実施を検討する。
- ・保健福祉学科
引き続き、韓国ウソン大学校等との共同研究を進める。

イ 中国東北師範大学と大学間協定の締結を目指すとともに、新たな交流協定候補校の情報収集を継続する。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 大学コンソーシアム岡山の「吉備創生カレッジ」に、社会人にとって有益な講義科目を提供するとともに、単位互換制度への授業科目として、県内他大学のニーズを考慮しつつ、本学の特徴的な科目を提供する。
- ・ 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム「岡山オルガノンの構築」において、e-LearningによるVOD講義及びテレビ会議システムによるライブ講義を本学から配信する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

ア 平成 25 年度からの第 2 期中期計画の基本となる経営方針（方向性）を検討する。

そのため、平成 20 年度に設定した経営戦略「C C 戦略」の効果を検証する。

※ C C 戦略： 学内を競争[competition]と協働[collaboration]の場と位置づけ、競争意識をもって各教員が教育研究活動に取り組むとともに、異なる専門分野の協働作業を促進させる戦略

イ 理事長（学長）補佐体制等の整備

(ア) 副理事長・理事の役割及び執行体制については、現行の体制（平成 19 年度に事務分掌を定め、外部理事を設置）を継続する。

(イ) 経営・企画部門の強化については、平成 19 年度に対応（体制整備）済

ウ 学部長の役割（執行体制の整備）

現行の体制（平成19年度に役割を明確にするとともに、学部長補佐制度等を整備）を継続する。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

ア 予算等の配分

引き続き厳しい財政事情であるが、限られた予算について光熱水費等の管理経費の抑制を図り、外部資金獲得などの収入の確保に努める。

また、教育研究経費については、学内競争の促進と全学的な取り組みへの支援を中心とした効果的な予算配分を行い、中期計画の着実な達成を目指す。

イ 各種委員会の役割の明確化

平成19年度以降、各種委員会等への審議を通じてそれぞれの役割が明確になっており、現行の体制を継続する。

ウ これまで構築してきた業務や各種システムの運営状況（教員と事務職員の役割分担）を点検し、改善に努める。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 大学情報の積極的な提供

マスメディアやホームページ等の各種広報媒体を通じて、大学の情報を積極的に提供する。

また、学校教育法施行規則の一部改正により、公表が義務づけられた項目等について、的確に対応するとともに、よりわかりやすくなるよう改善に努める。

イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実

平成19年度以降、役員、審議会等外部有識者を積極的に登用しており、現行の執行体制を継続する。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 県評価委員会による評価結果を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討し、必要な業務の見直しを行う。

イ 監事及び会計監査人の監査結果に指導項目があれば、役員会、経営審議会及び教育研究審議会において改善策を検討し、大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 各委員会は、所掌分野の業務や執行体制を点検する。

(2) 教育研究活動を支援する組織体制や各種取組について点検、見直しを行い、活動のより充実を図る。

(3) カテゴリー幹事会の活動をさらに充実させるとともに、全学教育研究機構教授会との連携強化を図る。

(4) 地域共同研究機構の機能の充実

※ II-4-(1)-ア-(a) [N0.60-1] を参照

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 法人化の特徴を生かした弾力的な制度の構築

- ア 弾力的な勤務形態については、平成 19 年度に変形労働制を、また、23 年度に裁量労働制を導入済
- イ 任期制については、平成 19 年度以降の新規任用者に全て適用済
- ウ 兼職・兼業の規制緩和については、平成 19 年度に実施済
- エ 大学事務に精通した職員の採用
Ⅱ-1-(3)-ア-(ウ) [N0.34] のとおり
- オ 男女共同参画社会の実現に向け、教職員の研修会派遣や職場研修を実施する。

(2) 能力・業績等を反映する制度の確立

- ア 教員を対象に、能力・業績等が適切に反映される多面的で適正な人事評価制度を検討する。
 - (ア) 本格運用となる「教員の個人評価」を円滑に実施し、課題等の把握に努める。
 - (イ) 不服申立の仕組みとして、平成 22 年度に確立した「教員の個人評価」制度において、「改善を要する者」に対して改善計画の提出と理事長との面談を課しており、その際、不服等の聴取を行うこととしている。
- イ 前項アの(ア)で述べた人事評価の本格実施体制は、教員の意欲の向上を図ることを第一義に構築する。
 - (ア) 教員評価の結果の反映方法については、平成 22 年度に確立した「教員の個人評価」制度において決定済
 - (イ) 本格運用となる「教員の個人評価」を円滑に実施するとともに、社会情勢や他大学の状況を注視し、今後の各種任用制度に応じた給与体系・構造を検討する。
 - (ウ) 教員の表彰制度については、平成 21 年度に整備済
- ウ 事務局職員に対し、引き続き人事評価制度の試行を行い、実施状況を点検する。

(3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築

- ア 教員採用に関しては、人事委員会で学長のリーダーシップのもとに、全学的視点及び中期計画の方針に沿って教育研究分野を検討するとともに、適切な教員配置を実施する。
- イ 教員の人事に関する方針及び基準については、平成 20 年度に整備済
- ウ 定められた人事に関する方針及び基準に従い、人事委員会及び教育研究審議会において、公正な選考に基づき意思決定を行う。そのために、学部等でメンバーを定めた選考委員会は厳正公平な候補者の選考資料の作成に努める。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

ア 外部委託の活用

効果的・効率的な運営を行うため、外部委託可能な業務について継続的に見直しを行う。

イ 業務マニュアルの作成等

業務の効率化・合理化を目的に各種事務処理を見直し、改善を図る。

特に、平成23年度では、次のシステムの導入を検討する。

- ・シラバス作成システム
- ・規程集管理システム
- ・教育研究者総覧作成システム

ウ 弾力的な雇用

規程上、繁忙期等における臨時職員等の弾力的な雇用は可能であり、これまでも弾力的かつ効率的な対応が行えており、現時点での計画の必要性はない。

(2) 事務組織の見直し

事務組織の執行体制の点検・見直しを継続し、業務運営の効率化を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金の見直しは、社会情勢、他の国公立大学の動向を考慮し検討する。

イ 授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の維持・向上を図る。

(2) 外部研究資金等の獲得

ア 外部研究資金の獲得に向け、「社会活動委員会」等において、教員の意識向上を図るとともに、文部科学省「科学研究費補助金」の未獲得教員を対象に、学長による個別指導を行う。

また、文部科学省「科学研究費補助金」に関する教員の意識向上を目的に、研修会を企画する。

平成24年度の文部科学省「科学研究費補助金」の申請（23年度に提出）目標は次のとおり。

- ・看護学科
新規申請率 70%を目指す。
- ・栄養学科
新規申請率 100%を維持する。
- ・保健福祉学科
新規申請率 70%を目指す。
- ・情報工学部
新規申請率 70%を目指す。
- ・デザイン学部
新規申請件数 10件以上を目指す。

イ 外部資金公募情報について、産学官連携ネットワーク（連携機関や人脈）を活用し、情報の早期入手に努める。

産学官連携推進センターでは、各種情報提供手段を活用して学内への公募情報提供に努めるとともに、教員の申請を積極的に支援する。

ウ 引きつづき、産学官連携ネットワーク（連携機関や人脈）の活用や、アクティブラボ、OPUフォーラム、各種産学官連携の場での交流等において、きめ細かい対応に努め、新たな県大ファンを増やす。

併せて、提案型共同研究等を積極的に推進し、外部資金の獲得を目指す。

エ 外部研究資金を多く獲得した教員に対する優遇措置について、予算の許容範囲内で適宜設定することにする。

(3) その他の自己収入確保

大学の人的、物的、知的資源の有効活用による地域社会の要請に対応した専門分野の講習会、研究会等を有料で実施する。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学内施設の利用状況を点検し、施設の今後の有効活用に資する。

(2) 教育研究施設等の整備・修繕計画に基づき、引き続き必要な整備・修繕を行う。

(3) 地域への施設貸付状況を点検し、今後の施設活用方法を検討する。

(4) 引き続き、資金の安全性を最優先に、余裕資金の効率的な運用を行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 経費削減を目的に、契約期間の複数年度化や契約の集約化等を可能なものから行う。

(2) 効果的・効率的な運営を行うため、業務の簡素化・合理化や外部委託について引き続き検討し、可能なものがあれば実施する。

(3) 教職員及び非常勤講師の配置に当たっては、採用の必要性を含め、組織運営の観点から常に見直しを行う。

(4) エネルギー使用量について周知し、全学的な省エネルギーの徹底を進める。

IV 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 評価委員会では、定期的な自己点検・評価に努め、教育研究業務の改善に資する。

(2) 認証評価機関による第三者評価については、平成 21 年度に実施済

(3) 認証評価機関による評価の結果については、平成 21～22 年度に対応済

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 広報専門委員会を中心に戦略的に広報活動を展開するとともに、執行体制の点検を行う。
また、デザイン学部では、平成 22 年度に採択された文部科学省「大学の就業力育成支援事業」の一環で、岡山駅前桃太郎通りにサテライトギャラリーを設置・運営し、デザイン教育を通して本学の広報を支援する。
- (2) 法人運営に係る各種情報の提供について、これまでどおり継続的な点検・見直しを行う。
特にホームページについては、制作から 3 年が経過することから、構成や内容を見直し、受験生や地域の方々に、より分かりやすいものとなるように努める。

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 教育研究施設設備の整備計画及び高額機器の購入計画等に基づき、効率的な整備、購入を行う。
- (2) エネルギー関係の施設設備の更新では、これまでどおりエネルギー効果に配慮し、計画的な導入に努める。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 全学的な安全衛生管理体制のもとで、安全衛生教育の充実に取り組む。
- (2) 緊急性・安全性等の観点から適切に施設設備の機能保全及び維持管理を行う。
- (3) 化学物質等の毒物劇物等の適切な管理及びその廃棄物の適正な処理を行う。

3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置

教職員を対象に、人権等に関する研修会を実施する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

限度額 3 億円

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

IX 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X その他規則で定める事項

- 1 施設及び設備に関する計画
なし
- 2 中期目標の期間を超える債務負担
なし
- 3 地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途
なし
- 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成23年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,105
自己収入	1,165
授業料及び入学金検定料収入	1,107
雑収入	58
受託研究等収入及び寄附金収入	81
目的積立金取崩	120
計	3,471
支出	
教育研究経費	813
人件費	2,152
一般管理費	425
受託研究等経費及び寄附金事業費等	81
計	3,471

[積算にあたっての基本的な考え方]

- 1 予算は、「岡山県行財政構造改革大綱 2008」の方針に基づき法人の運営等に必要な額を算定している。
- 2 共通的経費については、面積割等合理的な方法により按分配分している。

[人件費の見積り]

人件費の見積りについては、岡山県の給与減額措置に準じた基準等により必要額を算定している。

[運営費交付金の算定方法]

運営費交付金＝教育研究経費＋人件費＋一般管理費－自己収入

※ 平成 23 年度は、「岡山県行財政構造改革大綱 2008」の方針に基づくとともに、教員退職手当の平準化等を考慮して算定している。

[受託研究等の見積り]

受託研究等収入及び寄附金収入については、過去の収入実績及び平成 23 年度の受託等の見込みを勘案し算定している。

2 収支計画（平成23年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,479
経常費用	3,479
業務費	3,002
教育研究経費	781
受託研究等経費	68
寄附金経費	—
役員人件費	30
教員人件費	1,724
職員人件費	399
一般管理費	360
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	117
臨時損失	—

収入の部	3,359
經常収益	3,359
運営費交付金	1,996
授業料収益	945
入学金収益	111
検定料収益	51
受託研究等収益	68
寄附金収益	13
財務収益	1
雑益	57
資産見返負債戻入	117
資産見返運営費交付金等戻入	88
資産見返補助金戻入	1
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	25
臨時利益	—
純利益	△120
目的積立金取崩益	120
総利益	—

3 資金計画（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3,782
業務活動による支出	3,361
投資活動による支出	110
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	311
資金収入	3,782
業務活動による収入	3,350
運営費交付金による収入	2,105
授業料及び入学金検定料による収入	1,107
受託研究等収入	68
寄附金収入	13
その他の収入	57
投資活動による収入	—
財務活動による収入	1
前年度よりの繰越金	431

注) 前年度よりの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金214百万円及び目的積立金等である。